

6-3. 研究開発費

		(年間)			
		千億	百億	十億	億
631	研究開発費				

\* 共同研究分担金、委託研究費も含めてください。

6-4. 設備投資額

		(年間)			
		千億	百億	十億	億
641	設備投資額（土地を除く）				

\* 設備投資額 = 当年度有形固定資産残高（除く土地）  
 - 前年度有形固定資産残高（除く土地）  
 + 当年度減価償却実施額  
 + 当年度有形固定資産除却額（除く土地）

7 収益の状況

		(年間)			
		十兆	兆	千億	百億
701	経常利益（△損失）				
702	税引後当期利益（△損失）				

\* 経常利益、税引後当期利益が損失の場合は、頭部に「△」を付けてください。

8 資産の状況

		(年度末)			
		十兆	兆	千億	百億
801	資産合計				
802	うち、有形固定資産				
803	うち、土地				
804	うち、建物				

\* 入居保証金も含めて記入してください。

9 資金調達の状況

2003年度末のストックベースで残高を記入してください。

持株会社からの被出資企業の場合の「海外からの調達額」及び「外国側筆頭出資者からの調達額」については、持株会社を経由して調達した金額を含めず、直接「海外から調達した」、「外国側筆頭出資者から調達した」金額のみを記入してください。

		(年度末)			
		資金調達総額		海外からの調達額	
				外国側筆頭出資者からの調達額	
		千億	百億	十億	億
901	借入金残高				
	短期借入金				
902	長期借入金				
903	社債発行残高				
904	資本合計				
905	うち、資本金又は出資金				

\* 新株予約権付社債も含めてください。

以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。

I. 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、我が国における外資系企業の経営動向を把握することにより、今後の産業政策及び通商政策の推進に資することを目的とし、昭和42年から毎年継続的に実施しています。

2. 調査の法的根拠及び秘密の保護

この調査は、統計報告調整法第4条に基づく承認を受けて、経済産業省が実施するものです。

又、この調査により申告された記入内容は、統計法によって秘密が保護されます。したがって統計目的以外の徴税事務などに使用されることはありません（統計法第14条）。

3. 調査の対象

この調査は平成15年度末（平成16年3月末）時点で以下の条件を満たす企業、及び平成15年度中に条件を満たしていた企業を調査の対象としています。

(1) 外国投資家が株式又は持分の3分の1超を所有している企業（ケース1）

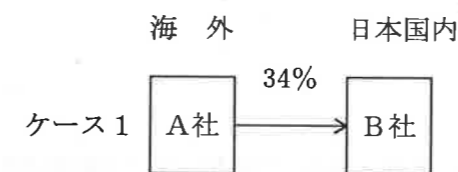
(2) 外国投資家が株式又は持分の3分の1超を所有している持株会社が出資する企業であって、外国投資家の直接出資比率及び間接出資比率の合計が3分の1超となる企業（ケース2及び3）

※ 持株会社とは、総資産の50%以上を子会社の株式保有に充てている会社をいいます。

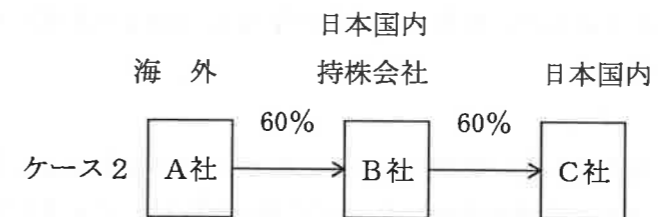
※ 直接出資比率とは、資本金又は出資金総額に占める外国投資家の株式又は持分の比率。

間接出資比率とは、外国投資家の持株会社への出資比率に持株会社からの当該企業への出資比率を乗じたもの。

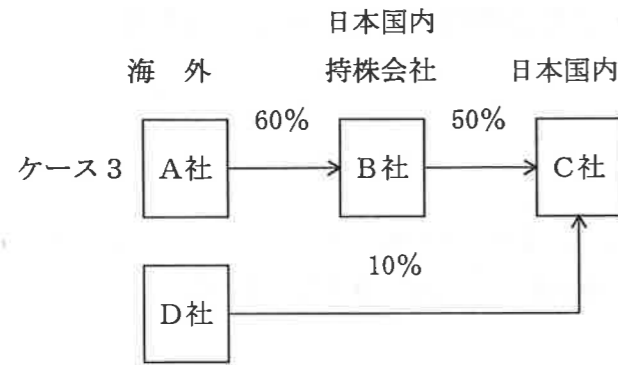
<対象例>



この場合、A社からB社への出資比率合計が3分の1超であるため、B社は調査の対象となります。



この場合、A社からB社への出資比率（60%）× B社からC社への出資比率（60%）＝36%（間接出資比率）となり、出資比率合計が3分の1を超えていることから、B社に加えて、C社も調査の対象となります。



この場合は外国側出資者D社からの直接出資比率（10%）と、A社からB社への出資比率（60%）×B社からC社への出資比率（50%）＝30%（間接出資比率）の合計出資比率が10%＋30%＝40%となり、3分の1を超えていることから、B社に加えてC社も調査の対象となります。

#### 4. 調査方法

この調査は、経済産業省が調査対象企業に調査書類を配布し、各企業において記入のうえ、返送していただく書面調査です。

なお、必要に応じて経済産業省から電話等による照会をさせていただくことがあります。

#### 5. 調査票の提出期日

この調査の調査票は、平成16年12月15日までに必ず到着するよう提出してください。

#### 6. 調査結果の公表

この調査は、業種別、地域別等に集計し、経済産業政策局調査統計部企業統計室及び貿易経済協力局貿易振興課により分析、公表します。

## II. 一般事項

### 1. 調査時点及び調査年度

この調査の調査時点は、平成16年3月31日現在で、年度間実績は平成15年度（2003年度）について記入してください。

#### (1) 1年決算の場合

平成16年3月31日又はそれ以前で最も近い決算日を平成15年度末（2003年度末）としてください。

#### (2) 半年決算の場合

平成16年3月31日又はそれ以前で最も近い決算日を平成15年度末（2003年度末）とし、年度間実績については、当該期及びその前期を合計（上・下半期の合計）して記入してください。

#### (3) 決算期の変更等

決算期の変更等により年度間実績を記入できない場合には、適宜、貴社の区分に従って記入していただいで結構です。

なお、その際は備考欄にその旨を明記してください。

### 2. 業種分類

業種分類は、日本標準産業分類に準拠して「別表1. 業種分類表」を作成しています。記入にあ

たっては「別表1. 業種分類表」に従って該当する番号を4桁で記入してください。

又、業種が多岐にわたる場合には、売上高の最も大きい業種としてください。

なお、「持株会社」は出資する子会社等の主要な業種と同一に、又、「研究」は親会社と同一の業種としてください。

### 3. 国分類

国籍欄には「別表2. 国分類表」に従って該当する番号を3桁で記入してください。

なお、国とあるのは地域を含む場合があります。

### 4. 数字の記入

(1) 単位未満は四捨五入してください。

(2) 各欄の数字は右詰め、1マスに1字記入してください。

(3) マイナスの場合には△を頭書してください。例 

		△	9	9	9
--	--	---	---	---	---

(4) 正確な数値の算出が著しく困難な場合には、概算又は推計によって記入していただいても結構です。

### 5. 金額の記入

金額はすべて円建表示とし、百万円単位で単位未満を四捨五入して記入してください。

### 6. 用語

用語は原則として「商法」に基づく「商法施行規則」、「外国為替及び外国貿易法」及び同法政省令に従ってください。

### 7. 企業活動基本調査について

貴社が「平成16年経済産業省企業活動基本調査」にご回答いただいている場合は、**5**売上高、仕入高～**9**資金調達の状況のうち「赤枠内の調査項目」について記入してください。

又、貴社が「平成16年経済産業省企業活動基本調査」にご回答いただいていない場合には、**5**売上高、仕入高～**9**資金調達の状況についてすべて記入してください。

企業活動基本調査とは、指定統計118号として下表に掲げる業種に属する事業所を有し、従業者50人以上、かつ、資本金又は出資金3千万円以上の企業を対象として、外資系企業動向調査とは別に調査をお願いしているものです。

経済産業省企業活動基本調査の調査対象業種

鉱業	
製造業	
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業 ガス業
情報通信業	ソフトウェア業
	情報処理・提供サービス業
	インターネット附随サービス業
	映画・ビデオ制作業
	テレビ番組制作業
	新聞業
卸売・小売業	出版業
	卸売業 小売業
金融・保険業	クレジットカード業 割賦金融業
飲食店、宿泊業	一般飲食店
教育・学習支援業	外国語会話教室
	フィットネスクラブ カルチャー教室（総合的なもの）

サービス業	デザイン業、機械設計業	
	エンジニアリング業	
	冠婚葬祭業（互助会を除く）	
	写真現像・焼付業	
	ゴルフ場	
	遊園地・テーマパーク	
	ボウリング場	
	機械修理業	
	電気機械器具修理業	
	物品賃貸業 (レンタル業を除く。)	各種物品賃貸業
		産業用機械器具賃貸業
		事務用機械器具賃貸業
		自動車賃貸業
		スポーツ・娯楽用品賃貸業
	その他の物品賃貸業	
広告代理業		
商品検査業（非破壊検査業を除く）		
計量証明業		
ディスプレイ業		

### 8. 英語版調査票、調査票記入の手引きについて

本調査の英語版が下記の経済産業省のホームページに掲載されておりますのでご利用ください。

<http://www.meti.go.jp/statistics/data/h2c2topj.html>（経済産業省日本語版HP）

英語版の調査票で回答される場合はホームページから印刷をしてご利用ください。

記入済みの調査票を同封の返信封筒に封入の上、経済産業省宛にお送りください。

The English version of the Survey of Trends in Business Activities of Foreign Affiliates is available on the METI home page at the following URLs.

URLs : <http://www.meti.go.jp/english/statistics/data/h2c2tope.html>

(METI English Version HP)

If you wish to make the submission in English, please print out and use the English Survey Form.

Please submit the filled-in Survey Form by posting it to METI using the enclosed envelope.

Thank you very much for your cooperation.

### III. 個別事項

ご協力をいただいた企業の調査票は、**1**企業の概要の各項目について、ご記入の内容をプレプリントしました。

その後変更のあった箇所は        で消し、その上に修正内容を記してください。

今年から新たにご協力いただく場合はプレプリントされていません。すべて記入してください。

又、当省の手違いによってプレプリントされていない場合にも、恐縮ですがすべて記入していただくようお願いいたします。

#### 記入内容の照会先欄

調査票に記入していただいた内容について、当省より照会させていただく場合があります。記入していただいた方の氏名、所属する部署の名称及び電話番号、連絡先所在地（102 本社の所在地と異なる場合のみ）を記入してください。

### **1** 企業の概要

#### 101 企業の名称

商号又はその他営業上用いている正式の名称を記入してください。

フリガナはカタカナで、左詰めで記入し、株式会社は「カブ」、有限会社は「ユウ」等と略して記入してください。

#### 102 所在地

本社又は本店の所在地及び郵便番号を記入してください。

登記簿上の本社又は本店の所在地と、実際に本社機能を有する所在地が異なる場合は、実際に本社機能を有する場所の所在地及び郵便番号を記入してください。

#### 103 業種分類

業種分類は、日本標準産業分類に準拠して本調査票用の業種分類表を作成しています。記入に当たっては、「別表1. 業種分類表」により、該当する番号を4桁で記入してください。

又、業種が多岐にわたる場合には、売上高の最も大きい業種としてください。

なお、「持株会社」は出資する子会社等の主要な業種と同一に、又「研究」は親会社と同一の業種としてください。

#### 104 外資比率

貴社の発行済株式総数若しくは出資金総額に占める外国投資家による所有株式数又は出資金額の割合を小数点第1位（小数点第2位を四捨五入）まで右詰めで記入してください。

持株会社からの被出資企業においては、

① 持株会社からの間接出資（外国投資家から持株会社への出資を経由して当該企業へ出資されたもの）のみの場合は、その間接出資比率（外国投資家の持株会社への出資比率に持株会社から当該企業への出資比率を乗じたもの。以下、同様。）を記入してください。

② 外国側出資者からの直接出資と、持株会社からの間接出資の両方ある場合は、その直接出資比率（外国投資家の株式又は持分の比率）と持株会社からの間接出資比率の合計を記入してください。

#### 105 外国側筆頭出資者名

カタカナ又はアルファベットで記入してください。

持株会社からの被出資企業においては、

① 持株会社からの間接出資（外国投資家から持株会社への出資を経由して当該企業へ出資されたもの）のみの場合は、持株会社の外国側筆頭出資者名を記入してください。

② 外国側出資者からの直接出資と、持株会社からの間接出資の両方ある場合は、  
1. 持株会社からの間接出資比率の方が高ければ、持株会社の外国側筆頭出資者名を記入してください。  
2. 外国側出資者からの直接出資比率（外国投資家の株式又は持分の比率）の方が高ければ、その直接出資した外国側出資者名を記入してください。

#### 106 外国側筆頭出資者の国籍

国籍欄には「別表2. 国分類表」により、該当する番号を3桁で記入してください。なお、国とあるのは地域を含む場合があります。

持株会社からの被出資企業においては、

① 持株会社からの間接出資（外国投資家から持株会社への出資を経由して当該企業へ出資さ

れたもの) のみの場合は、持株会社の外国側筆頭出資者の国籍を記入してください。

- ② 外国側出資者からの直接出資と、持株会社からの間接出資の両方ある場合は、
1. 持株会社からの間接出資比率の方が高ければ、持株会社の外国側筆頭出資者の国籍を記入してください。
  2. 外国側出資者からの直接出資比率(外国投資家の株式又は持分の比率)の方が高ければ、その直接出資した外国側出資者の国籍を記入してください。

#### 107 決算月

決算月は貴社の決算期区分により、次の原則に従って記入してください。

- ① 1年決算の場合：平成15年4月1日以降平成16年3月31日までに到来した決算月を記入してください。
- ② 半年決算の場合：平成15年10月1日以降平成16年3月31日までに到来した決算月を記入してください。

#### 108 消費税の取扱

売上高等調査項目に関わる消費税の経理処理について、税込みの場合は「1」を、税抜きの場合は「2」を○で囲んでください。

### 2 操業状況等

#### 2-1 操業状況

##### 201 操業状況

貴社の操業状況について1~4のうち、該当する番号に○印をつけてください。

##### 1. 操業中

貴社が操業中、営業中である場合をいいます。

この場合、2-2以降の全ての項目について記入してください。

##### 2. 未設立・未操業、設立後初決算前

未設立とは、「外国為替及び外国貿易法」による届出又は事後報告をした後、未だ設立されていない場合をいい、未操業とは、設立後まだ操業していない場合を指します。

又、設立後初決算前とは、貴社が設立後又は外資導入後、まだ最初の決算期が到来していない場合をいいます。

この場合、2-2以降の項目のうち、202「設立又は外資参入の時期」、203「外国投資家の株式又は持分が3分の1を超えた事由」、906「資本金又は出資金」について記入してください。

##### 3. 休眠中

貴社が、休眠中、休業中である場合をいいます。

この場合、2-2以降の項目のうち、202「設立又は外資参入の時期」、203「外国投資家の株式又は持分が3分の1を超えた事由」、906「資本金又は出資金」について記入してください。

##### 4. 解散、撤退、外資比率の低下

解散とは、清算、倒産、吸収合併等によって解散した場合をいい、撤退とは、既に外国投資家が撤退した企業の場合を指します。

又、外資比率の低下とは、外国投資家(複数の場合はその合計)の出資比率(持株会社からの被出資企業においては、間接出資比率を含む。)が3分の1以下になった場合をいいます。

この場合、2-2以降の項目については記入の必要はありません。

#### 2-2 設立又は外資参入の時期

##### 202 設立又は外資参入の時期

外国投資家の株式又は持分が3分の1を超えた時期を西暦4桁、月2桁で記入してください。設立時において外資比率が3分の1を超えていない場合は3分の1を超えた時期を記入してください。

なお、出資元が外国投資家から他の外国投資家、あるいは外国投資家から外資系持株会社に変更になった場合においては、その出資元が変更になった時期ではなく、当初の「設立又は外資参入の時期」を記入してください。

#### 2-3 外国投資家の株式又は持分が3分の1を超えた事由

##### 203 外国投資家の株式又は持分が3分の1を超えた事由

貴社の株式又は持分のうち、外国投資家の株式又は持分が3分の1を超えた事由について以下の1~4のうち、該当する番号に○印をつけてください。

なお、出資元が外国投資家から他の外国投資家、あるいは外国投資家から外資系持株会社に変更になった場合においては、その出資元が変更になった時の「事由」ではなく、当初の設立又は外資参入した時の「外国投資家の株式又は持分が3分の1を超えた事由」を記入してください。

##### 1. 単独で新規設立

単独で企業を設立した場合をいいます。

##### 2. 合併で新規設立

合併企業を設立した時点で、外国投資家の株式又は持分が3分の1を既に超えていた場合をいいます。

##### 3. 合併・買収(M&A)

企業を設立した時点においては外国投資家の株式又は持分が3分の1以下であったが、その後他の外資系企業と合併したことにより合併後の企業における外国投資家の株式又は持分が3分の1を超えた場合や、外国投資家による株式又は持分の買い取り、若しくは増資によって3分の1を超えた場合をいいます。

##### 4. その他

企業を設立した時点においては外国投資家の株式又は持分が3分の1以下であったが、その後上記以外の理由によって外国投資家の株式又は持分が3分の1を超えた場合をいいます。

### 3 雇用の状況

#### 3-1 常時従業者数

##### 311 合計

平成16年(2004年)3月末現在の有給役員と常用雇用の合計人数を記入してください。

##### 312 有給役員

経営、管理に携わっている有給の常勤役員数を記入してください。

##### 313 常用雇業者

常用雇業者(正社員、正職員、パート、アルバイト等の呼称にかかわらず、1か月を超える雇用契約者と平成16年(2004年)3月末の前2か月においてそれぞれ18日以上雇用したもの)の総数を記入してください。







番号	業種名	内容例示
0801 0802	石油製品・石炭製品製造業 石油精製業 その他の石油製品・石炭製品製造業	ガソリン、ナフサ、灯油、軽油、重油等 潤滑油、グリース、コークス、練炭、豆炭、舗装材料等
0901 0902 0903	窯業・土石製品製造業 ガラス・同製品製造業 セメント・同製品製造業 その他の窯業・土石製品製造業	板ガラス、ガラス容器、理化学用・医療用ガラス器具等 セメント、生コンクリート、コンクリート製品等 陶磁器・同関連製品、建設用粘土製品、耐火物、炭素・黒鉛製品、研磨材等
1001 1002	鉄鋼業 銑鉄・粗鋼・鋼材製造業 鋳鍛造品・その他の鉄鋼製品製造業	銑鉄、粗鋼、鋼材、鋼管等 銑鉄鋳物、鋳鋼等鉄素形材、鉄鋼シャースリット等
1101 1102	非鉄金属製造業 非鉄金属製錬・精製業 その他の非鉄金属製品製造業	銅、鉛、亜鉛、貴金属、ニッケル、アルミニウム等 伸銅品等非鉄金属・同合金圧延製品、電線、ケーブル、非鉄金属鋳物、非鉄金属鍛造品
1201 1202	金属製品製造業 建設用・建築用金属製品製造業 その他の金属製品製造業	鉄塔、橋りょう等建設用金属製品、金属扉、シャッター、金属製物置等建築用金属製品等 ブリキ缶、めっき板、洋食器、刃物、金物、暖房装置、金属素形材、金属線製品、ボルト、ナット、リベット等
1301 1302 1303 1304	一般機械器具製造業 金属加工機械製造業 特殊産業用機械製造業 事務用・サービス用・民生用機械器具製造業 その他の一般機械器具製造業	旋盤、ボール盤等金属工作機械、圧延機械、ベンディングマシン等金属加工機械等 農業用機械、建設機械、鉱山機械、繊維機械、プラスチック加工機械等 事務用機械、冷凍機、自動販売機、営業用洗濯機、娯楽機器等 ボイラ、原動機、ポンプ、圧縮機、エレベータ、消化器、軸受、金型、産業用ロボット等
1401 1402 1403 1404	電気機械器具製造業 産業用電気機械器具製造業 民生用電気機械器具製造業 電子応用装置製造業 その他の電気機械器具製造業	発電機、電動機、その他の回転機械、変圧器類、開閉装置、配電盤、分電盤、電気溶接機、電気炉等 電子レンジ、冷蔵庫、電気がま、扇風機、温水器、洗濯機、掃除機、アイロン、エアコン、電気ストーブ等 X線装置、ビデオ機器、医療用電子応用装置、電子顕微鏡等 その他の電子応用装置 電球、蛍光灯等電球・電気照明器具、電気計測器、工業計器、化学分析機器、蓄電池、乾電池、磁気テープ、シリコンウエハ、永久磁石等

番号	業種名	内容例示
1501 1502 1503	情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業 通信機械器具・同関連機械器具製造業 電子計算機・同付属装置製造業 電子部品・デバイス製造業	電話機、ファクシミリ等有線通信機械器具、ラジオ・テレビ放送装置、携帯電話等無線通信機械器具、ラジオ・テレビ受信機、ステレオ、テープレコーダー、カラオケ等電気音響機器等 電子計算機、パーソナルコンピューター、記憶装置、入出力装置、磁気テープ装置、OCR等電子計算機・同付属装置 ブラウン管等電子管、ダイオード、トランジスタ等半導体素子、集積回路、抵抗器、コンデンサ、変成器、プリント回路、磁気ヘッド、整流器等
1601 1602 1603	輸送機械器具製造業 自動車、自動車車体・付随車製造業 自動車部品・付属品製造業 その他の輸送用機械器具製造業	乗用車、バス、トラック、二輪自動車 自動車エンジン、ブレーキ、クラッチ車軸、ラジエータ、デファレンシャルギア等 鉄道車輛・同部品、船舶、船用機関、航空機・同付属品、産業用車輛・同部品付属品、自転車・同部品等
1701 1702 1703	精密機械器具製造業 光学機械器具・レンズ製造業 時計・同部品製造業 その他の精密機械器具製造業	カメラ、顕微鏡、望遠鏡、映画用機械、光学機械用レンズ、プリズム等 時計、電気時計、時計部分品、時計側 計量器、測定器、分析機器、試験器、測定機械器具、医療用機械器具、理化学機械器具、眼鏡等
1801 1802 1803 1804 1805 1806	その他の製造業 家具・装備品製造業 印刷・同関連業 プラスチック製品製造業 ゴム製品製造業 なめし革・同製品・毛皮製造業 その他の製造業	家具、宗教用具、建具等 印刷業、製版業、製本業、印刷物加工業、印刷関連サービス業 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品・フィルム・シート・床材、合成皮革、工業用プラスチック製品、発泡・強化プラスチック製品、プラスチック成型材料等 タイヤ、チューブ、ゴム製・プラスチック製履物、ゴムベルト、ゴムホース、工業用ゴム製品等 なめし革、工業用革製品、革製履物、革製手袋、かばん、袋物、毛皮等 貴金属・宝石製品、楽器、がん具、運動用具、ペン・鉛筆等事務用品、装身具、装飾品、ボタン、漆器、壺・傘等生活雑貨、武器等
1901	電気、ガス、熱供給業、水道業 電気業、ガス業、熱供給業、水道業	発電所、変電所、電気事業所、ガス製造工場、ガス供給所、ガス事業所、熱供給業、上水道業、工業用水道業、下水道業
2001 2002 2003	情報通信業 通信業 放送業 情報サービス業	伝書送達業、固定電気通信業、移動電気通信業 公共放送業、民間放送業、有線放送業 ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業



番号	業種名	内容例示
2004	インターネット付帯サービス業	サーバ・ハウジング業、アプリケーション・サービス・プロバイダー、電子認証業、情報ネットワーク・セキュリティ・サービス業、ポータルサイト運営業等
2005	映像・音声・文字情報製作業	映像情報製作・配給業、音声情報製作業、新聞業、出版業等
2011	運輸業 鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業
2012	倉庫業・運輸に付帯するサービス業	倉庫、港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業等
2021	卸売・小売業	
2022	卸売業 小売業	各種商品卸売業、機械器具卸売業等 各種商品小売業、自動車小売業、飲食料品小売業等
2031	金融・保険業 金融・保険業	銀行業、協同組織金融業、証券業、保険業等
2041	不動産業 不動産業	不動産取引業、不動産賃貸・管理業
2051	飲食店、宿泊業 飲食店	一般飲食店（食堂、レストラン等）、遊興飲食店（料亭、酒場、ビヤホール等）
2052	宿泊業	旅館、ホテル等
2061	医療、福祉、教育、学習支援、複合サービス業	
2062	医療、福祉	病院、保健所、保育所等
2063	教育、学習支援 複合サービス業	学校、学習塾、技能教授所等 郵便局、協同組合
2071	サービス業 専門サービス業	法律事務所、特許事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、獣医業、建築設計業、デザイン業、機械設計業、著述業、写真業、興信所等
2072	物品賃貸業	各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、自動車賃貸業等
2073	広告業	広告代理業、屋外広告業等
2074	その他のサービス業	学術・開発研究機関、洗濯・理容・美容・浴場業、他の生活関連サービス業（旅行業、冠婚葬祭業等）、娯楽業（映画館、スポーツ施設提供業、遊園地等）、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等整備業、他の事業サービス業（速記、警備業等）、政治・経済・文化団体、宗教等

注. 「持株会社」は出資する子会社等の主要な業種別格付けと同一のものに、また、「研究」は親会社と同一の業種格付けとさせていただきます。

【調査票記入の手引】 別表2. 国分類表

番号	国・地域名
	[北米]
101	アメリカ
102	カナダ
	[中南米]
201	メキシコ
202	パナマ
203	エルサルバドル
204	ブラジル
205	アルゼンチン
206	パラグアイ
207	チリ
208	ペルー
209	ドミニカ共和国
210	ベネズエラ
211	ボリビア
212	バハマ連邦
213	コロンビア
214	グアテマラ
215	エクアドル
216	蘭領アンティール
217	ニカラグア
218	コスタリカ
219	トリニダード・トバゴ
220	バーミュダ (英)
221	プエルトリコ (米)
222	仏領西インド諸島
223	ホンジュラス
224	スリナム
225	ジャマイカ
226	ガイアナ
227	ケイマン諸島(英)
228	バージン諸島(米)
229	ウルグアイ
299	その他の中南米
	[アジア]
302	インド
303	パキスタン

番号	国・地域名
304	バングラデシュ
305	スリランカ
306	ミャンマー
307	マレーシア
308	シンガポール
309	タイ
310	インドネシア
311	フィリピン
312	カンボジア
313	ラオス
314	香港
315	台湾
316	ベトナム
317	大韓民国
318	ネパール
319	ブルネイ
320	中華人民共和国
399	その他のアジア
	[中東]
401	イラン
402	イスラエル
403	クウェート
404	レバノン
405	サウジアラビア
406	アラブ首長国連邦
407	アフガニスタン
408	バーレーン
409	カタール
410	シリア
411	イラク
499	その他の中東
	[ヨーロッパ]
501	イギリス
502	フランス
503	ドイツ
504	ベルギー
505	アイルランド
506	スイス

番号	国・地域名
507	ポルトガル
508	オランダ
509	イタリア
510	ルクセンブルグ
511	スペイン
512	ギリシャ
513	マルタ
514	オーストリア
515	ノルウェー
516	デンマーク
517	アイスランド
518	スウェーデン
519	トルコ
520	ルーマニア
521	フィンランド
522	モナコ
523	キプロス
524	ポーランド
525	ロシア
526	ハンガリー
527	チェコ
528	スロバキア
530	スロベニア
531	エストニア
532	ラトビア
533	リトアニア
599	その他のヨーロッパ
	[オセアニア]
601	オーストラリア
602	ニュージーランド
603	フィジー
604	パプア・ニューギニア
605	サモア
606	パラオ
607	北マリアナ諸島連邦(米)
608	バヌアツ共和国
609	ソロモン諸島
610	ニュー・カレドニア(仏)
699	その他のオセアニア

番号	国・地域名
	[アフリカ]
701	エジプト
702	モロッコ
703	ジンバブエ
704	リベリア
705	タンザニア
706	スーダン
707	ナイジェリア
708	象牙海岸共和国
709	マダガスカル
710	ケニア
711	エチオピア
712	ザンビア
713	ウガンダ
714	ガーナ
715	カメルーン
716	コンゴ共和国
717	コンゴ民主共和国
718	モーリシャス
719	カナリー諸島(西)
720	ルワンダ
721	ガボン
722	シエラレオネ
723	ガンビア
724	モーリタニア
725	セネガル
726	スワジランド
727	リビア
728	ギニア
729	ニジェール
730	チエニジア
731	南アフリカ
799	その他のアフリカ

### 参考1. 対内直接投資実績の推移

(単位：件、億円)

年度	株式・持分の取得		貸付		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1995	1,135	2,055	137	1,642	1,272	3,697
1996	1,206	5,476	98	2,231	1,304	7,707
1997	1,244	6,011	57	771	1,301	6,782
1998	1,351	8,147	191	5,257	1,542	13,404
1999	1,612	21,366	93	2,626	1,705	23,993
2000	1,782	27,359	60	3,892	1,842	31,251
2001	1,438	18,977	59	2,802	1,497	21,779
2002	1,383	17,266	82	4,597	1,465	21,863
2003	1,354	16,269	77	4,892	1,431	21,161
2004	1,372	20,124	219	20,141	1,591	40,265

注. 届出・報告ベース。件数は、「株式・持分の取得」は外国投資家による本邦企業の株式又は持分の取得があった場合のみ計上、「貸付」は新規案件のみ計上(社債の取得を含む)。  
資料 財務省：対内直接投資実績

### 参考2. 主要国別対内直接投資動向

(単位：件、億円、%)

国・地域	2001年度			2002年度			2003年度			2004年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
北米	455	6,922	31.8	446	6,558	30.0	384	4,400	20.8	524	26,198	65.1
アメリカ	445	6,430	29.5	440	5,944	27.2	372	3,492	16.5	522	26,198	65.1
カナダ	10	493	2.3	6	614	2.8	12	908	4.3	2	0	0.0
欧州	372	10,962	50.3	271	7,076	32.4	273	6,929	32.7	287	7,249	18.0
オランダ	84	8,227	37.8	60	3,926	18.0	61	3,164	15.0	52	5,128	12.7
ドイツ	44	122	0.6	47	1,195	5.5	46	1,326	6.3	37	114	0.3
スイス	24	268	1.2	19	644	2.9	17	103	0.5	19	102	0.3
英国	69	1,457	6.7	45	314	1.4	28	260	1.2	22	757	1.9
フランス	54	134	0.6	39	110	0.5	35	218	1.0	45	454	1.1
その他	97	754	3.5	61	887	4.1	86	1,858	8.8	112	694	1.7
アジア	164	567	2.6	147	455	2.1	166	1,614	7.6	220	864	2.1
シンガポール	48	310	1.4	34	228	1.0	44	1,486	7.0	82	567	1.4
香港	25	33	0.2	22	174	0.8	30	65	0.3	41	32	0.1
大韓民国	31	30	0.1	40	31	0.1	41	38	0.2	41	247	0.6
台湾	29	188	0.9	15	18	0.1	22	21	0.1	20	7	0.0
中華人民共和国	22	4	0.0	29	3	0.0	20	3	0.0	24	9	0.0
その他	9	2	0.0	7	1	0.0	9	1	0.0	12	2	0.0
日本	251	2,638	12.1	186	5,439	24.9	218	3,596	17.0	305	4,597	11.4
その他	255	690	3.2	415	2,335	10.6	390	4,622	21.8	255	1,357	3.4
合計	1,497	21,779	100.0	1,465	21,863	100.0	1,431	21,161	100.0	1,591	40,265	100.0

注1. 日本からの対内直接投資は日本国内からの外資系企業からのもの。  
2. 構成比は金額ベース。金額欄の地域計又は合計は端数処理のため内訳と一致しないことがある。  
資料 財務省：対内直接投資実績